

令和 8 年度税制改正に関する要望

～国民・勤労者の生活保障の充実に向けて～

令和 7 年 7 月



全国生命保険労働組合連合会（生保労連）

- ◇ 様々な課題を抱える現在の我が国を「安心と活力のある社会」とするためには、公私ミックスを通じて安定的な生活保障システムを確立していくことが必要となります。とりわけ、急速な少子高齢化等を背景に、社会保障制度をめぐる議論が厳しさを増す中で、国民一人ひとりの将来に向けた「自助努力」の果たす役割が今後ますます重要となることは明らかです。
- ◇ 生命保険は、「自助努力」による生活保障手段として、社会保障制度とともに国民の生活保障を支える重要な生活インフラです。特に、国民・勤労者の様々な将来不安に対して社会保障制度がカバーしていない、または不十分な分野を担うなど、社会保障制度と相互に補完し合う中で、国民一人ひとりの多様なニーズに応える役割を果たしています。
- ◇ このような役割を支援・促進するために、生命保険にはいくつかの税制措置がはかられています。こうした税制措置は、国民一人ひとりの「自助努力」に対する支援として幅広く認知されており、超少子高齢社会において、一層の充実をはかることが重要であると考えます。
- ◇ 加えて、人生100年時代を迎え、働き方やライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、国民の生活保障ニーズもますます多様化し、生命保険にも新たな役割発揮が求められています。今後、誰もが長い人生を健康で安心して生活していくためには「自助」のさらなる充実につながる支援が必要と考えます。
- ◇ そこで、私たちは、令和8年度税制改正にあたり、生命保険料控除制度を拡充することなど、生命保険関連税制の充実を要望いたします。皆さまのご支援・ご協力を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。
なお、生保関連税制の充実につきましては、上部団体である「連合」（日本労働組合総連合会）の「税制改革構想（第4次）」（改訂版）および「政策・制度 要求と提言」の中に盛り込まれ、国民・勤労者全体の要求となっていることを申し添えさせていただきます。

全国生命保険労働組合連合会

令和 8 年度税制改正要望項目

《重点要望項目》

【生命保険料控除制度の拡充】

◎ 国民一人ひとりの将来に向けた自助努力を支援・促進するため、
生命保険料控除制度を拡充すること

一子育て支援に関する政策税制として 1 年間の時限措置となった
「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について、恒久措置とすること

令和 7 年まで	一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
	4 万円	4 万円	4 万円

(平成 24 年 1 月からの契約)

令和 8 年限り 時限措置	一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
	23 歳未満扶養親族 有 6 万円 無 4 万円	4 万円	4 万円

(平成 24 年 1 月からの契約)

要 望

令和 9 年以降

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充を恒久化

子育て世帯が将来に向けて安定的に保障を継続できる環境を整備する観点から「令和 8 年分所得税において講じられる、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得税・適用限度額に対する 2 万円の上乗せ措置」を恒久化するなど所要の措置を講ずること

《重点要望項目》

【企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃】

- ◎ 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること

《要望項目》

1. 介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の拡充

所得税法上の介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げること

2. 死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げ

遺族の生活資金を確保するため、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分 500 万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500 万円」を加算すること

3. 非課税財形の加入年齢の拡大と非課税限度額の引き上げ

財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄について、70 歳までの就業の確保が努力義務となったことなどに対応し、契約時の加入年齢を拡大すること、また非課税限度額を引き上げること

4. 企業型確定拠出年金制度の退職時脱退一時金支給要件の緩和

企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、支給要件を緩和すること

5. 確定給付企業年金に関する現行制度の存置

確定給付企業年金制度について、現行のとおり拠出限度額を設定しないととも
に、中途引出しを認めること

要望趣旨

《重点要望項目》

【生命保険料控除制度の拡充】

- ◎ 国民一人ひとりの将来に向けた自助努力を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充すること

一子育て支援に関する政策税制として1年間の時限措置となった「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について、恒久措置とすること

少子高齢化の進行等に伴い社会保障制度改革が進められている中、国民の生活保障を支えていく上で、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となっています。

平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においても、社会保障制度改革の基本的な考え方として、「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」と規定されました。（参考1）

これは、今後、公助・自助・共助の適切な組合せによる生活保障システムを構築することの重要性を示したものと考えられます。

遺族保障分野における国民の意識調査をみると、多くの人が、「公的保障のみでは準備が十分でない」「私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備について足りない」と考えています。（図表1・図表2）

生命保険は、自助努力による生活保障手段として、相互扶助という独自のシステムを通じ、国民生活の安定に寄与しており、私的保障における中心的な役割を果たしています。例えば、働き手に万一のことがあった場合、その世帯の生活が困窮することを防いでいます。コロナ禍においても、医師の指示による自宅療養に対する入院給付金の支払いや、災害死亡保険金の支払いなど、多くの会社で特別取扱いを実施してきました。生命保険のこうした役割に対する国民の意識は、あらためて高まっているものと考えます。

こうした役割を支援・促進する税制措置である生命保険料控除制度は、国民一人ひとりの自助努力を支える制度として幅広く認知されており、超少子高齢社会および人生100年時代において、国民の多様な生活保障ニーズに応えていくためにも、その重要性はますます高まるものと考えます。

生保労連が実施した「生保関連税制に関するモニターアンケート調査（令和 6 年 5 月実施）」においても、8 割以上の方が、自助努力を行う上で生命保険料控除制度が重要であると回答しています。（図表 3）

平成 25 年 12 月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律においても、「個人がその自助努力を喚起させる仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。（参考 2）

一方で、生命保険の世帯加入率は低下傾向にあり、全年齢においても、平成 6 年時点で 95%であったものが、令和 6 年では約 82%に低下しています。とりわけ世帯主が 30 歳未満の若年層の加入率は、平成 6 年時点の約 89%から令和 6 年は約 63%と、全年齢平均に比べ極めて低い水準まで低下しています。（図表 4）

また、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しており、令和 6 年の合計特殊出生率は 1.15%、出生数は 68 万 6,061 人とそれぞれ過去最少となっています。（図表 5）

こうした中、政府は「こども未来戦略」で示された加速化プランに基づき様々な施策を進めており、国民の生活保障の一翼を担う生保産業としても、子育て支援に資する取組みを行う必要があると考えます。

子育て世帯の現状を見ると、扶養している子どもの年齢が低い人ほど残された遺族の生活に不安を感じており、遺族保障を充実させたいと考えています。（図表 6・7）

具体的な水準として、子どもを扶養している国民は遺族の生活資金の備えなどとして平均 2,289 万円の死亡保険金が必要と考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は平均 1,348 万円であり、大きく不足している状況となっています。（図表 8）

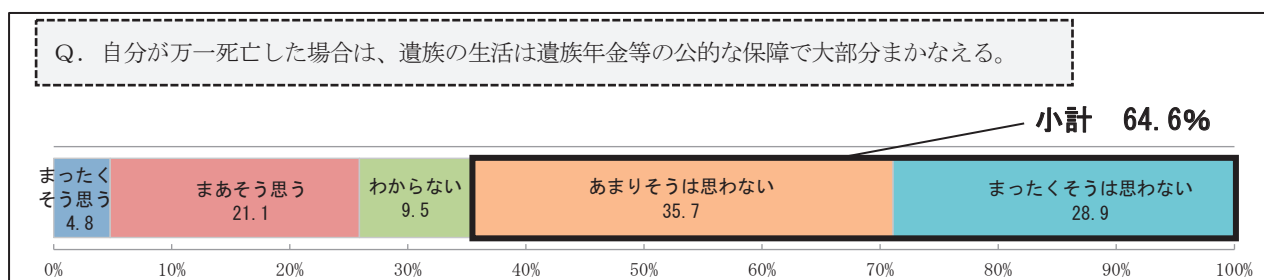
さらに、多くの国民は子育て支援として、23 歳未満の子どもを扶養している人の一般生命保険料控除の拡充を望んでいます。（図表 9）

以上のことから、私たちは、公私ミックスによる国民の生活保障システムの安定をはかり、国民の将来に向けた自助努力をさらに支援・促進するため、生命保険料控除制度について拡充していくことを強く要望します。

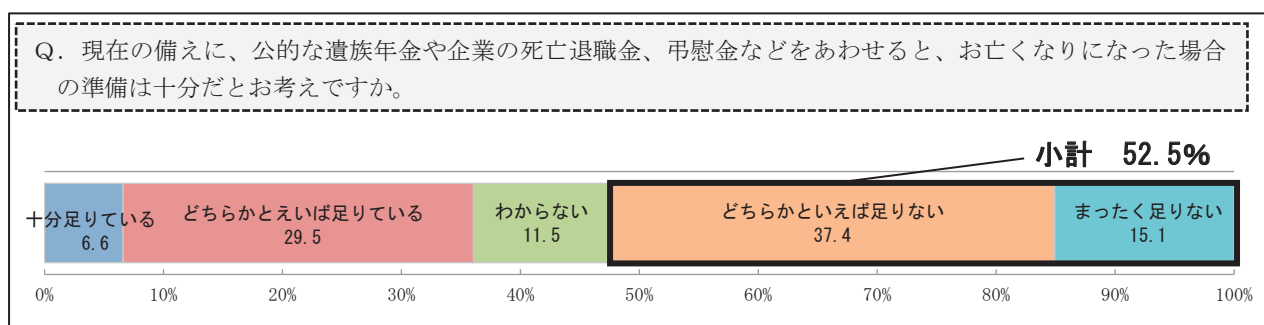
具体的には、令和 7 年度税制改正において、令和 8 年限りで「23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得税・適用限度額に対する 2 万円の上乗せ措置」がなされていますが、子育て世帯へ切れ目のない支援を行うためには、当該措置を持続的な制度とすることが必要であると考えます。

ついては、子育て支援に関する政策税制として 1 年間の時限措置となった「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」について、恒久措置とすることを強く要望します。

(図表 1) 公的保障に対する考え方

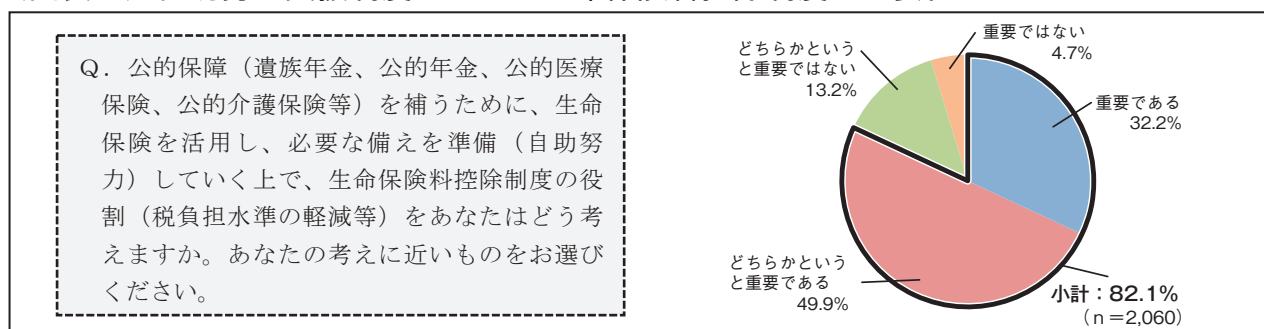


(図表 2) 死亡保障に対する充足感



(図表 1・2) 生命保険文化センター「令和 4 年度生活保障に関する調査」より

(図表 3) 自助努力支援制度としての生命保険料控除制度の重要性



生保労連「生保関連税制に関するモニターアンケート調査（令和 6 年 5 月実施）」より

(参考 1) 社会保障制度改革推進法第 2 条（基本的な考え方）（抜粋）

（基本的な考え方）

第 2 条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。

(平成 24 年 8 月 10 日成立)

(参考 2) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

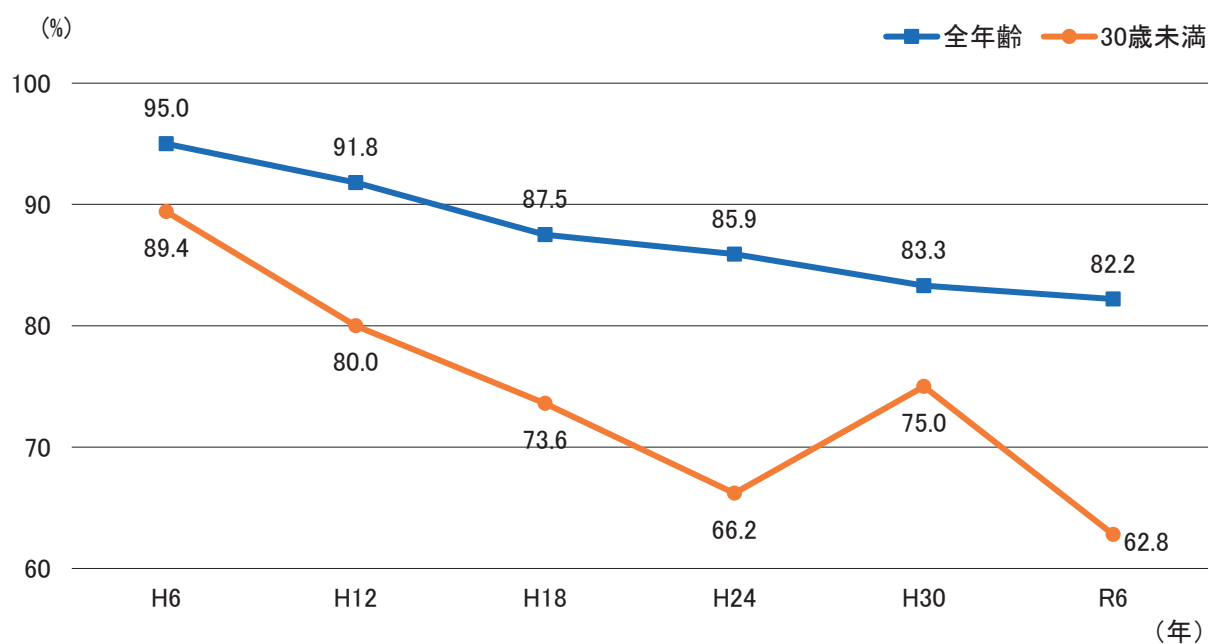
（自助・自立のための環境整備等）

第 2 条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（次項において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。

- 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。

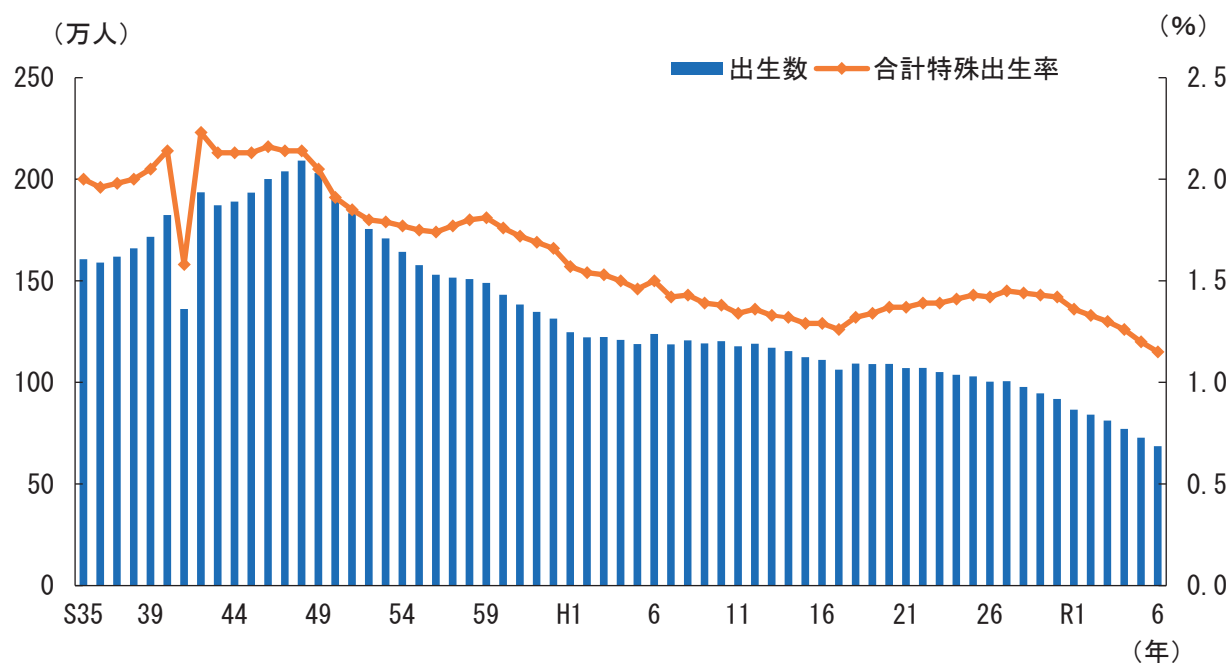
(平成 25 年 12 月 5 日成立)

(図表 4) 生命保険の世帯加入率の推移



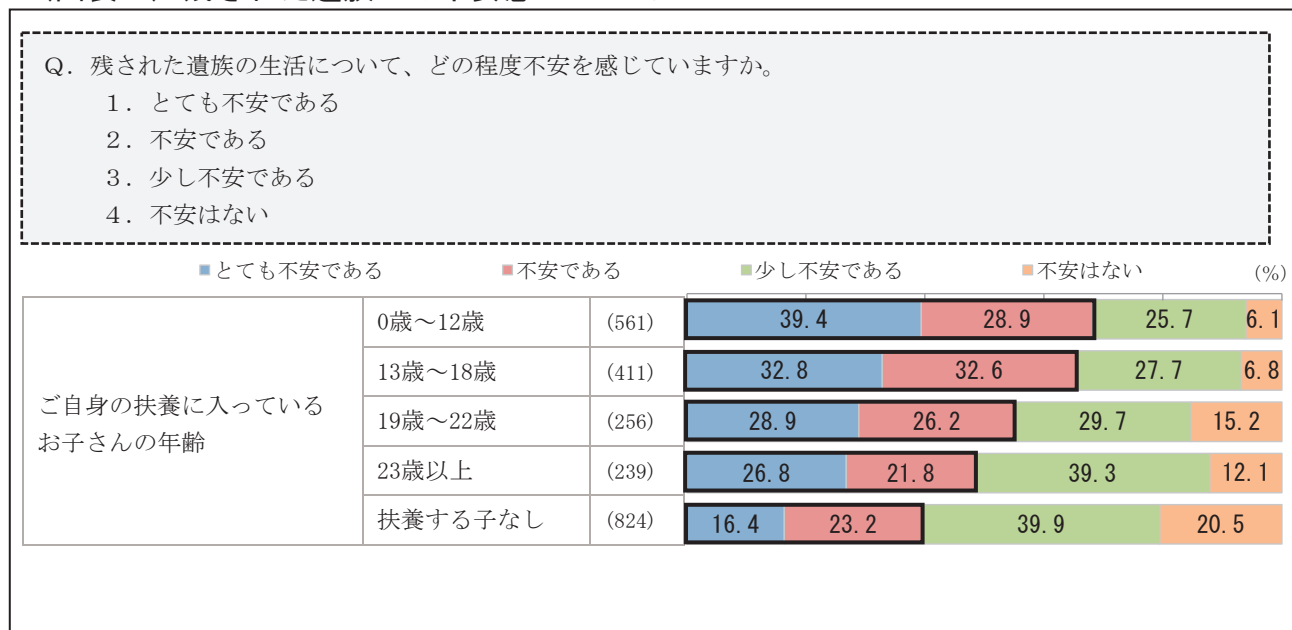
生命保険文化センター「2024（令和 6）年度「生命保険に関する全国実態調査」より作成

(図表 5) 合計特殊出生率と出生数の推移



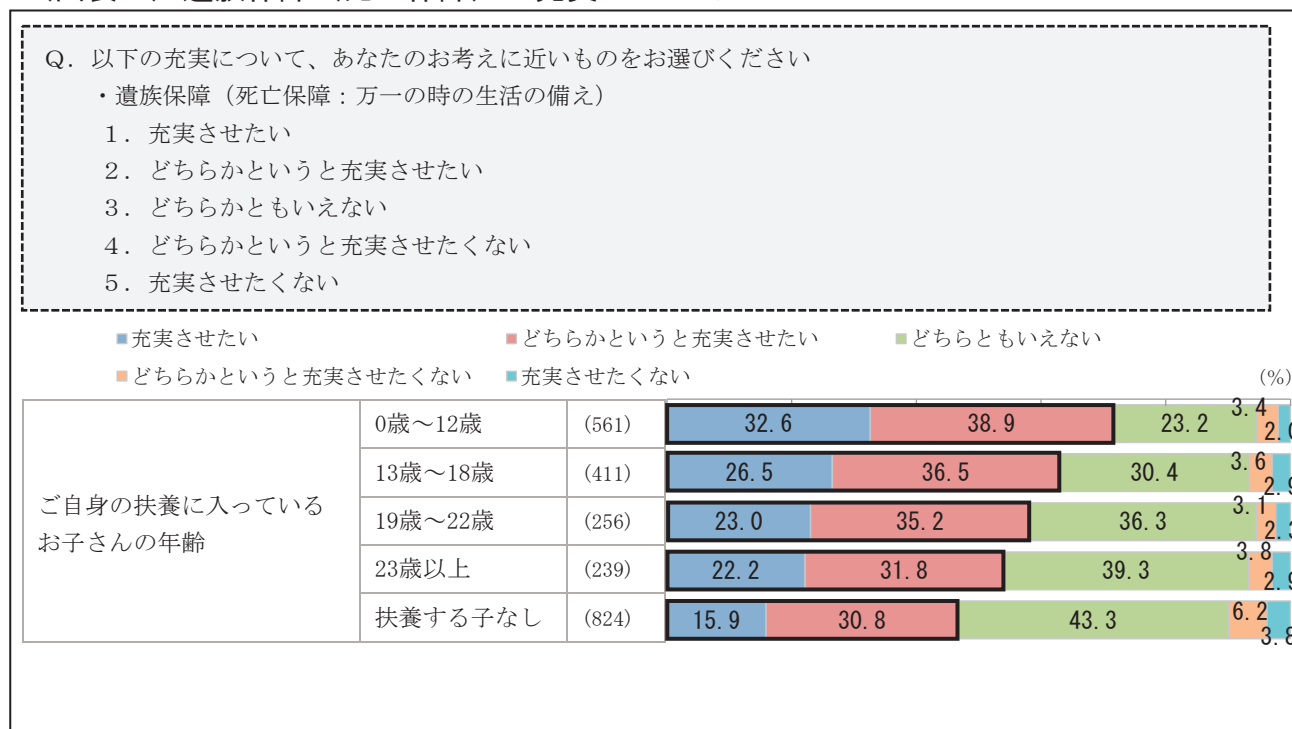
厚生労働省公表データより作成

(図表 6) 残された遺族への不安感について



生保労連「生保関連税制に関するモニターアンケート調査（令和6年5月実施）」より

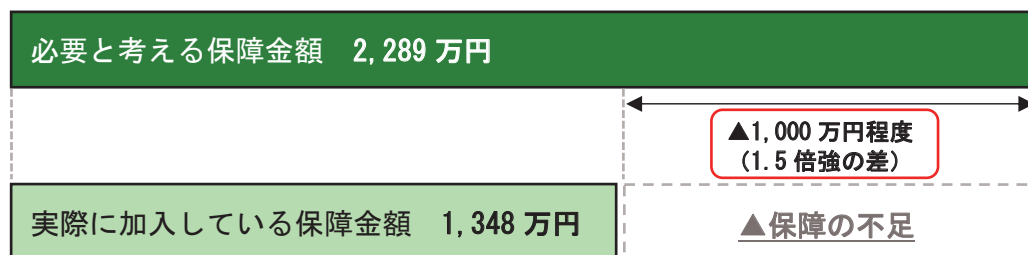
(図表 7) 遺族保障（死亡保障）の充実について



生保労連「生保関連税制に関するモニターアンケート調査（令和6年5月実施）」より

(図表 8) 子育て世帯の遺族保障の現状

○子育て世帯が実際に加入している死亡保険金の保障額と、必要と考える保障額

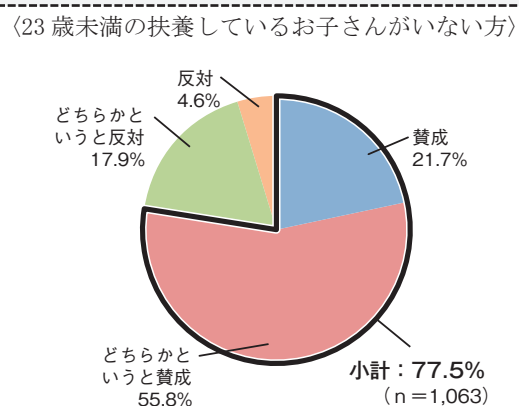
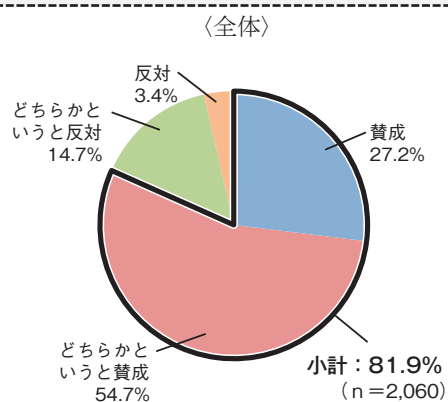


生命保険文化センター「令和 4 年度生活保障に関する調査」より作成

(図表 9) 23 歳未満の扶養する子どもがいる人の一般生命保険料控除額が拡大される場合の考え

Q. 子育て支援の観点から、仮に 23 歳未満の子どもがいる方の一般生命保険料（死亡保障）控除額が拡大されるとしたら、あなたはどのように考えますか。あなたのお考えに近いものをお選びください。

1. 賛成
2. どちらかという賛成
3. どちらかという反対
4. 反対



生保労連「生保関連税制に関するモニターアンケート調査（令和 6 年 5 月実施）」より

【企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃】

- ◎ 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること

公的年金をめぐる環境が厳しさを増す中で、公的年金に上乗せされる企業年金（確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度）および個人型確定拠出年金制度の役割がますます重要となってきています。

これらの年金制度においては、積立金に対して特別法人税（現行約 1.2%）が課されることになっています。また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることとなっています。

当該税制については、令和 8 年 3 月末まで課税適用の凍結措置がはかられていますが、そもそも積立金に特別法人税を課すことは諸外国の企業年金制度においても例を見ない不合理な制度です。（図表 1 0）

加えて昨今の不透明な運用環境のもと、仮に課税が復活した場合のその負担・影響は極めて大きく、企業年金制度等の持続性、受給権の保全にも支障をきたすことになります。（図表 1 1）

私たちは、企業年金制度の健全な発展により、勤労者のゆとりある老後生活を実現するために、特別法人税の課税適用の凍結ではなく、その撤廃を強く要望します。

（図表 1 0）主要各国の年金課税の原則

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
拠出段階	非課税				
運用段階	非課税				課税
給付段階	課税				

（図表 1 1）短期・長期金利の推移



《要望項目》

1. 介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の拡充

○ 所得税法上の介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を引き上げること

少子高齢化の進行等に伴い、社会保障制度改革が進められている中、老後保障・医療保障・介護保障の各保障分野においても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となっています。

各保障分野については、公的年金や公的医療保険、公的介護保険等が整備されていますが、多くの人は、「公的保障のみでは準備が十分ではない」「私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備について充足感なし」と考えています。

(図表12・図表13)

現在、年金・医療・介護等の社会保障給付費は年間約138兆円となっていますが、少子高齢化の進行により、その額は今後ますます増加することが想定されています。こうした社会保障制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえると、社会保障制度の持続可能性を高める意味でも、老後保障・医療保障・介護保障の分野において、自助努力を支援・促進する私的保障の役割は非常に大きいと考えます。

以上のことから、私たちは、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の拡充を要望します。

(図表12) 公的保障に対する考え方

- 必要な費用について、「公的保障のみでまかなえるとは思わない」とした人の割合

老後保障	73.9%
医療保障	43.4%
介護保障	77.6%

(図表13) 経済的準備に対する充足感

- 私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対する充足感で「充足感なし」とした人の割合

老後保障	65.5%
医療保障	45.8%
介護保障	70.0%

生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」より

2. 死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げ

- 遺族の生活資金を確保するため、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分 500 万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500 万円」を加算すること

遺族の生活資金を確保するために死亡保険金が活用されており、その社会的な意義・重要性は広く認められているところです。例えば、平成 23 年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が広く活用されています。

平成 27 年に相続税の基礎控除が引き下げられたことにより、相続税の課税対象となる方が増えている中、相続財産の現状をみると、その約 4 割が土地・家屋等、換金性の低い資産となっており、遺族の生活費を賄うものとはなりえません。そのため、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の役割・重要性は一層増しているといえます。

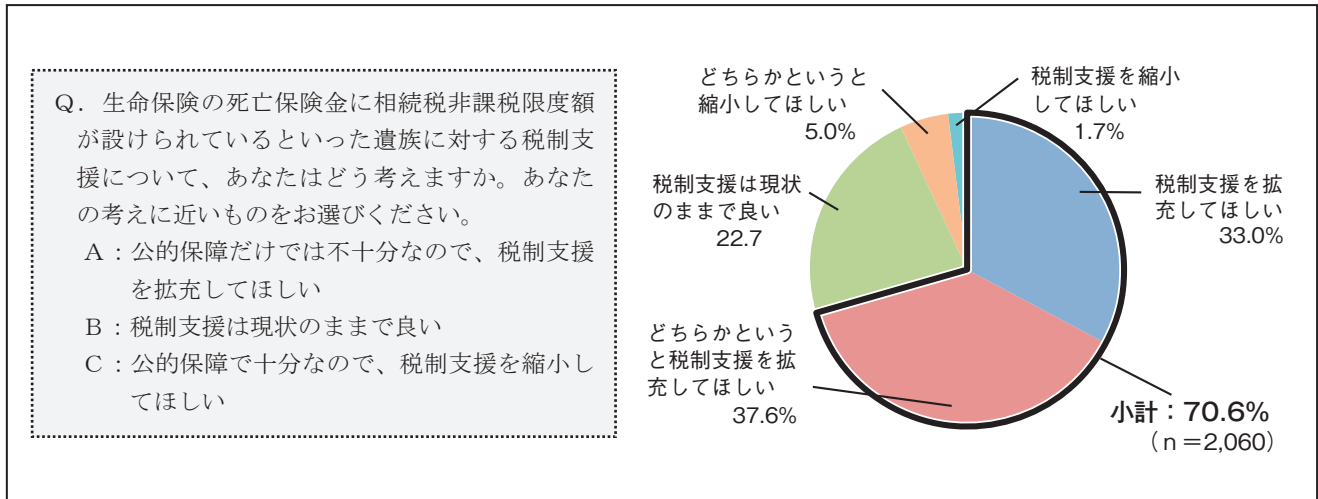
また、公的遺族保障については、例えば子ども 1 人の世帯の遺族基礎年金は 1 ヶ月あたり約 8 万 9 千円であり、生活資金必要額を賄う上では決して十分ではありません。働き手を失った遺族の収入状況も非常に厳しい実態にあり、生活意識についても「苦しい」と感じる割合が一般世帯に比べて非常に高い状況となっています。昨今の継続する物価高に加え、今後の経済や雇用動向等によっては、当該家庭の家計がより一層厳しくなることも懸念されます。

生保労連が実施した「生保関連税制に関するモニターアンケート調査（令和 6 年 5 月実施）」をみると、7 割近くの人々が遺族に対する税制支援として、死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充を望んでいます。（図表 1 4）

こうした状況を踏まえると、生命保険を活用した遺族生活資金の確保は今後もますます重要となることから、死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げをはかる必要があると考えます。なお、本非課税措置は、死亡保険金の性格（多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から働き手を失った遺族に支払われるものであり、相互扶助の精神に基づくもの）が考慮されたものであり、通常の相続財産に対する措置とはその意義が明らかに異なるという点にも、留意が必要です。

私たちは、遺族の生活資金を確保するため、死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げを要望します。

(図表 1 4) 遺族への税制支援に対する期待



生保労連「生保関連税制に関するモニターアンケート調査（令和6年5月実施）」より

3. 非課税財形の加入年齢の拡大と非課税限度額の引き上げ

- 財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄について、70 歳までの就業の確保が努力義務となったことなどに対応し、契約時の加入年齢を拡大すること、また非課税限度額を引き上げること

財形制度は、勤労者の資産形成や自助努力による老後生活資金の準備を促すことを趣旨としており、とりわけ、住宅取得・年金受給を目的とする制度については、その社会的意義から、発生する利子相当額が非課税となっています。

私たちは、70 歳までの就業の確保が努力義務となったことなどに対応し、契約時の加入年齢（55 歳未満）を拡大することを要望します。

あわせて、勤労者が住宅を取得し、また、老後における生活の安定をはかるために、財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄の非課税限度額の引き上げを要望します。

4. 企業型確定拠出年金制度の退職時脱退一時金支給要件の緩和

○ 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和すること

厚生年金基金・確定給付企業年金では、中途脱退給付の支給が認められていますが、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付が認められておらず、このことが制度普及の大きな障壁となっています。

私たちは、企業型確定拠出年金制度における退職時脱退一時金について、年齢および資産額に関わらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。

5. 確定給付企業年金に関する現行制度の存置

- 確定給付企業年金制度について、現行のとおり拠出限度額を設定しないとともに、中途引出しを認めること

確定給付企業年金制度は、拠出限度額が設定されておらず、また、中途引出し（中途退職時の給付）が認められていることから、労使合意を前提として退職給付制度として広く活用されています。

本制度については、自由な制度設計を妨げないことが、その普及・推進ひいては高齢期の所得確保等、勤労者の資産形成につながるものと考えています。

仮に拠出限度額が設定された場合、限度額を超えて拠出している制度加入者は拠出が抑制されることになり、将来の給付水準が減少する恐れがあります。中途引出しについても、中途退職時の所得確保として重要な役割を担っており、それを制限すると、退職一時金制度に移行するなどにより、結果的に勤労者の受給権保護が後退することが懸念されます。

私たちは、高齢期の所得確保や勤労者の受給権保護の観点から、現行の確定給付企業年金制度を存置することを要望します。

